

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第164号）（教育相談総合センター企画事業課）

京都市教育相談総合センターにおいては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりその管理を公共的団体に委託してきましたが、同条の規定による経過措置が終了することに伴い、本市が同センターの管理を行うものとするために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 樺本頼兼

京都市条例第164号

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例

京都市教育相談総合センター条例の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(使用料)

第6条 駐車場を使用する者（自動二輪車以外の自動車を駐車させる者に限る。）は、30分までごとに250円の使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、自動車を退場させる際に納入しなければならない。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「既に支払われた利用料金」を「既納の使用料」に改める。

第8条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「管理受託者は、市長が」を「市長は、」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(教育相談総合センター企画事業課)